

中央環境審議会第15回
環境保健部会議事録

1. 日 時 平成10年11月30日(月) 10:00～11:30

2. 場 所 東條会館本館「シルバーの間」

3. 出席者

(部会長) 井形 昭 弘

(部会長代理) 安原 正

(委員) 浅野 直 人

角田 禮 子

近藤 雅 臣

清水 誠

竹宇治 聰 子

森 鳶 昭 夫

(特別委員) 宇野 則 義

木原 誠

林 裕 造

江頭 基 子

北野 大

櫻井 治 彦

鈴木 継 美

野中 邦 子

横山 長 之

香川 順

七野 護

(五十音順)

(事務局) 岡田企画調整局長

南川保健企画課長

佐藤保健業務室長

上田環境リスク評価室長

細野保健企画課調査官

澤環境保健部長

吉田環境安全課長

緒方特殊疾病対策室長

鎚木保健企画課調整官

4. 議 題

(1) 前回議事録確認

(2) 今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について

(3) その他

5. 議 事

【保健企画課長】 おはようございます。朝早くから御参加賜りましてありがとうございます。時間がまいりましたので、ただ今から第15回中央環境審議会環境保健部会を開催させていただきたいと思っております。既に定足数に達しておりますので、部会は成立しております。

審議に入ります前に、お手元にお配りした資料の確認をお願いいたします。

〔配付資料の確認〕

【保健企画課長】 もし資料に不備がございましたら、事務局までお申し付け下さい。

それでは、部会長、よろしくをお願いいたします。

【部会長】 おはようございます。朝早くからお集まりいただきありがとうございます。

まず、審議に入ります前に、この部会の公開・非公開は部会長が決定することになっておりますが、この問題はむしろ公開すべき問題ではないかと思っておりますので、原則に従って、公開とさせていただきたいと思っております。

また、本日の資料についても、公開して差し支えないと判断しておりますので、公開させていただきたいと思っております。よろしく御了承いただきたいと思います。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議題は、「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について」、「その他」となっておりますが、御意見がうまくまとまりましたら、諮問を受けておりますので、中間答申案をまとめたいと考えております。

まず最初に、11月16日に開催しました前回の議事録（案）がお手元に配られていると思っておりますが、御確認をお願いします。何かございましたら、お申し出いただければ、それに沿って修正します。お申し出がなければ、これをもって最終の議事録とさせていただきます。

【保健企画課長】 恐縮ですが、実は、これを私どもがまとめたのが24日であったため、まだほとんど見ていただけていない委員もいらっしゃるかと存じますが、もし何かございましたら、1週間以内にいただければ訂正させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【部会長】 ざっとお目通しいただきまして、今何かございましたら、おっしゃっていただきたいと思います。後で気がついたことがあれば、後刻事務局の方へお申し出いただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、次の議題であります「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について」に移らせていただきます。

前回お話ししました通産省の化学品審議会安全対策部会・リスク管理部会の合同部会の部会長である近藤雅臣先生に、この問題は共通の問題でもありますし、意見の交換をというつもりで大阪へ参りまして、お会いしてまいりました。その簡単な御報告をさせていただきたいと思っております。

結局、私どもとしては、通産省も同じでありますけれども、環境汚染物質の排出量の登録が必要であるということについては意見が一致しました。ただ、審議会そのものの諮問事項が若干違う立場から諮問を受けておりますので、細かい点では若干の相違がございましたけれども、今後いろいろ協力しながら、適当にアドバイスもいたしたいし、また、前

進するようにしたいということで、近藤先生と合意いたしまして、各部会に報告するということになりました。

これにつきまして、近藤先生、何か御意見ございますか。

【委員】 部会長、先日はわざわざ大阪までおいでいただきましてありがとうございます。

ただいま部会長がおっしゃいましたように、私どもの中間報告と本審議会の中問答申は、基本的な考え方に関しては全く結構でございます。私、化学品審議会の中問報告をまとめていただいております関係上、若干の意見はないことはないのですが、こういうことに関しては、今後、法制化の段階で関係省庁の間でお任せいたしますということで意見が一致した次第でございます。

なお、この問題に関しましては、12月14日に化学品審議会を開催いたしますので、報告させていただきたいと思っております。

【部会長】 それでは、中問答申案につきまして、事務局より御説明をお願いします。

【保健企画課長】 中身の詳細に入ります前に、私から名称問題についてこれまでの検討結果を報告させていただきます。

名称について、「P R T R」というのは非常になじみにくいという御指摘をいただいたところでございます。参考資料1、2に国民の意見がございますが、このときにも何か名称があればということで、参考資料1の一番最後の48ページ目に名前がいろいろ出ております。「環排登録」とか「環境負荷登録」、それ以外に「E R M S」とか「プルトル」とか、いろいろいただいたのでございますが、なかなかいい言葉がないということと、「P R T R」自身、国際的にこれで通用しております。もちろん本日御議論いただきたいのでございますが、事務局として名称について検討しましたけれども、「P R T R」の呼び名に代わるものがなかなかないということで、できれば「P R T R」は「P R T R」として使わせていただきたいと考えております。

では、担当の環境安全課長から中身について御説明させていただきます。

【環境安全課長】 それでは、お手元の参考資料1と参考資料2に従いまして、今、名称のことで保健企画課長から御説明いたしましたが、国民から1カ月にわたって意見を募集してまいりました、その集約結果について先に先生方に改めて御紹介した後に、本題である中問答申案文について御説明させていただきたいと思っております。

まず、参考資料1を御覧いただきたいと思っております。参考資料1が概要をまとめたもの、参考資料2は個別の御意見をすべて掲載した資料になっております。

前回11月16日の部会におきましても、当日段階で集計した分については御紹介申し上げておりますが、その後、124件すべての御意見を束ねたものを今日お配りしてございます。なお、11月20日段階で各委員の先生方にはこの資料を郵送させていただいておりますので、既にお目通しいただいたかと考えております。

繰り返しになりますが、お寄せいただきました国民の意見は総数124件。その概要は1ページから3ページにわたって、各御意見を下さいました方々のプロフィールを束ねてございます。3ページまでお開きいただきたいと思っております。これが名簿でございます。

その次に、いただきました御意見を、本日後ほど御説明します中問答申で作成した項目立てに沿って整理したものが4ページから8ページにわたって掲載してございますので、

これにお目通しいただきたいと思います。

まず、4ページの左上の1、「化学物質に関する環境保全対策の現状と課題」につきましては、化学物質に関する様々な情報の提供を求める意見、未然防止の観点から化学物質対策の充実を求める意見等が多く出されております。

その右側にまいりまして、2の「P R T Rを機軸とする化学物質対策の展開」に関する意見では、P R T Rが、社会を構成するあらゆるセクターにとって化学物質対策を推進する上で重要な手段であるべき、との認識等、期待が寄せられております。また、リスクコミュニケーションを樹立するための体制整備の必要性を指摘する意見が多く出されております。

5ページをお開きいただきまして、左の3、「P R T R導入の在り方」につきましては、法制度化の必要性を求める意見が多数寄せられました。この中には、化学物質の排出抑制効果を期待する意見や、データの公表あるいはデータの評価に関しての様々な視点からの意見が寄せられております。また、その運営管理は環境庁が中心となって行うべきとする意見、あるいは地方自治体の役割の重要性を指摘する多くの意見、あるいは事業者の自主的な取組への考慮を求める意見等も出されております。さらに、各セクターの合意形成のプロセスの透明性を求める意見等も出されております。また、情報の公表問題についても、個別事業者のデータの公表を求める多くの意見と、これに慎重な意見、あるいはわかりやすいデータの公表を求める意見等がございましたし、企業秘密に配慮すべきだが、厳格な判断を求めるといった意見もございました。特に、5ページの右下の3-2は、排出・移動量の報告の手続、対象物質、対象とすべき事業場等の技術的な事項についても整理してございますが、この辺は事柄の性格上、かなりP R T R実施上の詳細設計に関わる多くの意見が出されております。

それから、8ページを開いていただきまして、左下に4として、「今後取り組むべき事項」に関する意見を束ねてございますが、一様にハザード情報・リスク情報の充実・強化を求める意見が多く出されております。

以上が概要でございますが、9ページ以降には、個別意見をやや詳細に取りまとめたものを掲載してございます。

また、先ほど申し上げましたように、参考資料2では、いただきました124件の意見の全文を正確に収録したつもりでございますが、本日は説明を省略させていただきます。

なお、環境庁では、これらいただきました国民の意見を近日中にインターネット上で公開する予定にいたしております。

以上、国民意見についての御紹介でございます。

引き続き、お手元の資料2、「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について（中間答申）（案）」という資料をこれから御説明させていただきたいと思います。

これまでの審議を踏まえて、本日、資料2として中間答申案文を提出いたしました。ここで中間答申の意味合いでございますが、本部会に付議されております諮問事項が「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について」という幅広い行政課題でございます。7月24日の第11回部会以来、本日を含めて5回にわたって、化学物質管理の新しい手法であるP R T Rについて中心的に御審議いただきました。その過程で、P R T Rの早期導入を図ることが必要との共通の認識が部会内で形成されてきたことから、これまでの御

審議の集約として、P R T R制度の導入に関する検討結果を取りまとめたものを中間的に答申するという考え方に基づくものでございます。

なお、この中間答申案は、前回部会で活発な御審議を賜りました前回の部会資料3を基礎として、あらかじめ各委員の先生方にお送りし、本日御欠席の先生方を含めたすべての委員の方との調整を図り、委員の御意見が十分反映されるものとなるように修正を加えて作成したものでございます。

また、10月23日の懇談会における参考人の陳述意見、それに対する部会委員の先生方の見解、それから、ただ今御紹介しました国民意見にも配慮したものとなっております。

目次を御覧いただきたいと思います。冒頭に、前回の部会資料3に比べまして、「はじめに」という部分を加えて、諮問の背景と中間答申の意味合い等を説明した後に、第1章では「化学物質に関する環境保全対策の現状と課題」、それを内外の状況を含めて記述してございます。

第2章は「P R T Rを機軸とする化学物質対策の展開」と題しまして、P R T Rの背景・意義あるいはP R T Rと一体である情報の公開、リスクコミュニケーションについて触れております。

第3章は8ページからでございますが、「P R T Rの導入の在り方」と題しまして、その基本的な考え方と具体的な実施に関する事項を10項目にわたって整理して記述してございます。

第4章として「今後取り組むべき事項」を、科学的知見の整備・充実、化学物質対策に関する国際的活動への参加と貢献という視点から取りまとめております。

最後に「おわりに」というところで、P R T Rの早期導入が急務である等々の締め言葉簡潔に付け加えて、全体の中間答申案文といたしました。

ただ今から資料2を朗読させていただきたいと思います。

〔資料2の中間答申案を朗読〕

【部会長】 どうもありがとうございました。

先ほど申し上げたとおり、今日の御議論を経まして、できればこれを近藤会長へ提出したいと思っておりますので、そういう観点で皆さんの御意見を求めたいと思います。

まず最初に、先ほど「P R T R」という言葉とするということは了解いたしました、後についている日本語、「環境汚染物質排出移動登録」は正式名称として残っているのでしょうか。つまり、法制ができたときにこの名前を使うのかどうか。

【保健企画課長】 法制の話はこれから答申いただいてからでございますが、いずれにしても「P R T R」というのを法律的にそのまま書くということはなかなか難しいと思っております。括弧の中にあるのは「Pollutant Release and Transfer Register」の直訳でございます、直訳としてはこのまま使いたい。ただし、法律上どう書くかにつきましては、多分、「P R T R」をそのまま書くのも難しいと思えますし、この日本語の部分に少し「てにをは」を入れて使うということになるのではないかと思っております。

【部会長】 どうぞ御自由に御発言下さい。あるいは全般的にこれでよからうとか、そういう総論的な発言でも結構です。前回も一回議論いたしましたし、先生方の御意見はかなりの部分取り入れられていると私は認識しておりますが。

【委員】 前回出席できなかったものですから、もう既に議論が済んでいるのかもしれま

せんが、例えば、2 - 1、「P R T R 導入の背景」、こちら辺でなぜ予防原則の話が一言も触れられていないのか。リオ宣言の中で出てきた予防原則を具体的にどう扱っていくかということは非常に大きな問題で、しかも予防原則と規制的な措置がうまくなじまないというのは、論理的に歴然としているものですから、新しい展開が必要になってくるわけで、その一つが例えばP R T Rだと私は理解していたので、予防原則について言及がないというのがちょっと意外だったのですが。

【環境安全課長】 先生御指摘の2 - 1のところでリオ宣言第10原則、アジェンダ21第19章が出ておりますが、これは実はP R T Rの生い立ちを正確になぞってみますと、直接的にはこの第10原則なりアジェンダ21の19章というものがあがってくるわけでございます。ただ、21世紀に向けて、化学物質対策だけではございませんが、環境汚染全体について、予防原則はリオ宣言にも盛り込まれている。そういう文脈で考えております。ただ、一方で、5ページをお開きいただきますと、1 - 4、「今後の化学物質対策の基本的な方針」、これが答申の中での一番根っこになる考え方でございますが、その1から3まで整理いたしました冒頭に、「人の健康及び生態系への影響を未然に防止するため、有害性がある化学物質による環境への負荷を可能な限り低減すべきである」、ここに先生御指摘の予防原則といったものを盛り込んだつもりでございます。

【委員】 仮にこの中間答申案が英語に翻訳されて外国の人がこれをながめたときに、これは一言も「Precautionary Principle」という言葉を使っていないんだね、そういう疑問が出るかもしれないと思います。

【部会長】 今の点も含めて、御意見をどうぞ。

【環境安全課長】 今まで御審議をいただいた過程でも、事の発端として、化学物質に対する未然防止対策が念頭に置かれ、議論を積み重ねてまいりました。ですから、今申し上げました基本原則、3項目にまとめましたもののほかにも、例えば4ページの第2パラグラフ、「科学的知見が必ずしも十分ではない化学物質についても、未然防止の観点から環境への負荷の低減を図る上で、効果的かつ効率的であろう」と、化学物質対策が多様化されていく中で、未然防止の観点から負荷の低減を図る上で、効果的・効率的な施策を求めていかなければいけない、こういうことは盛り込んでおりますので、先生のおっしゃった「Precautionary Principle」がピュアに出てくるということと別かもしれませんが、全体を流れる思想としては、未然防止対策というものは十分盛り込まれていると存じます。

【委員】 今の委員の御発言ですが、別に事務局もPrecautionary Principleについて異論があるわけではなくて、どういうふうを書くかというだけの話ですが、15ページの「おわりに」というところの4段落目、「当審議会としては、政府において、この報告に示した考え方に基づき、予防原則に立って、早急に我が国にふさわしい」ということで、私は前の方に入れようかなと思ったのですが、締めのところに入れておけば、全体として述べたことが明らかになりますし、そこに字句を挿入することは、全体の報告書のトーンを変えることでも何でもありませんので、私は、先生がおっしゃったように、ぴしゃっとどこかに一言入れておくべきだろう、入れるとすれば、「おわりに」のところであらうかというのがある方法ではないか。これ以外ないということではありませんが、先生の発言を聞きながら、ざっと見たところ、例えばそこに入れることが有効な一つの案ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【部会長】 前向きの御発言ありがとうございました。今日答申をまとめますから、今の御提案に沿って一項目入れたらどうでしょうか。

【保健企画課長】 もう少し幅広く議論していただいてからと思いますが。

【部会長】 今の問題以外にどうでしょうか。

【委員】 本日、中間答申案という形でペーパーが示されておりますが、非常によくまとまった中間答申案だと思っております。ただ、この中で、10ページの上から8行目に電子情報の話が出ております。「電子情報システムの普及状況を踏まえ、事業者が電子媒体によっても報告できるよう配慮すべきである」。現在、日本は、御案内のように、通信インフラが非常に速いスピードで進んでおります。ただ、今、アメリカに比べて通信環境はまだまだ悪いと言われておりますが、間もなくアメリカ並みになるのではないかと考えております。実際に行う場合に、事業者が電子媒体によって報告できるよう配慮するのは当たり前なんです。ただ、その場合にセキュリティの確保を十分お考えいただければと思います。電子情報を使う場合に、11ページの上の方にもありますが、「集計情報の公表においても電子情報システムの活用」、これは環境庁をはじめ行政官庁がインターネットのホームページも十分活用されていると思いますし、インターネットのホームページは非常に大きな力をもっています。下の方は特に問題ないと思いますが、10ページの方は「事業者が電子媒体によって報告できる」、これは全く逆の話であります。このときにはセキュリティの配慮ということを十分考えておいていただきたいと思っております。細かい話ですので、そこまで中間答申に書くかといったら、そこまで書く必要はなかるかなと思います。

【委員】 ただ今の御発言については、恐らく、本文の中に書くというよりも、御発言があったということが議事録にとどめられていけば、法制化の段階で十分な配慮がなされるだろうと思います。多分そういう御趣旨の御発言ではないかと思っております。

中間答申を早く出すべしということは、前回私も発言しまして、今日、中間答申案がまとまってきたわけです。私は大体こういう議論をやってきたと理解しておりますし、よくまとまっていると思いますので、この形で答申として出していただく方がいいだろうと思います。

とりわけ重要だと思っておりますのは、6ページの「P R T Rに期待される多面的な意義」というところで、環境保全上の基礎データとしての重要性がある。あるいは環境保全対策の効果的な促進あるいはその効果・進捗状況を把握する手段といったようなところでの意義がある。さらに、P R T Rのデータが広く環境政策全般の中で活用される必要性がある、こういう指摘は、当審議会として重要な指摘をしていると思うわけですし、P R T Rをやればよいという、そんなことでは困るわけです。つまり、P R T RのためのP R T Rで、O E C Dに対してのアリバイ作りではしょうがないわけですから、その辺のところはこの答申でよく書かれていると思います。

ただ、諮問されたことは、「化学物質による環境リスク対策の在り方」という広い諮問がなされているわけですから、これはあくまでも中間答申であって、さらにP R T Rの進捗状況を見ながら、効果的な化学物質管理の在り方というのは、既存の法令の整理・統合を含めた大きな提言がまた行われていかなければならないと思います。

私は、文章を直せという意見は全くありませんけれども、ただ、発言としてはとどめて

おきたいと思いますのは、15ページの最後のところです。「検討を加えることが望まれる」というのは、審議会としての見識のない話で、聞かれていることに答えているわけですから、我々はまだ中間答申しかしていないので、「望まれる」ではなくて、「検討を加える所存である」というのが本当は我々の審議会としての気持ちではないかと思います。直せとは言いませんが、そういう発言があったことを記録にとどめていただきたいと思います。

【委員】 この中間答申案の内容については特に問題ありませんが、14ページの真ん中あたりに、「簡易な手法によってリスク評価を行うプロジェクトが進められている」とあります。これはHPVのことだと思うのですが、そうしますと、その次の文章、「我が国としても、このプロジェクトに積極的に参加していく必要がある」とありますけれども、我が国はこのプロジェクトに最も積極的に参加している国の一つであると私は理解しているので、この文章をちょっと変える必要があると思います。

【部会長】 「積極的に」となっていますが。

【委員】 現在でも積極的に参加していると思います。

【部会長】 「している現実がある」とか何とかですか。

【環境安全課長】 今HPVのお話が出ましたので。確かに先生御指摘のとおり、従来から我が国では関係省庁との連携の下にHPVプロジェクトを積極的に進めてまいりました。ただ、HPVプログラム自身の進み方について、なかなか思うように進まないという感じもございまして、国際的にもそれをさらに加速しようという動きがございまして。そういう中で私どもは引き続きこのプロジェクトに積極的に参加していくつもりでございまして、今の御指摘を受けまして、例えば「より積極的に」と、今までの努力を我が国自らが評価した上で、という観点でちょっと修正することを検討させていただければと思います。

【委員】 この中間答申案の内容につきましては、今までの当部会の皆様の御意見も十分くんだもので、うまくまとまっていると思います。一部分だけ、今拝見していて気がつきましたので、修正した方がいいかなと思うのは、13ページの「(2)環境リスク評価の充実と活用」というところの1行目に、「環境リスク評価は、定量的な基準の設定の際の科学的根拠等として用いられており」と書いてありますが、これに今ちょっと引っかかりました。と申しますのは、むしろ逆で、定量的な基準をもとにリスクを評価する。基準まではっきりさせていないとしても、定量的な情報をもとにリスクを評価するわけで、ちょっと論理の矛盾があると思います。要するに、環境リスク評価は、化学物質の有害性情報とか、それをもとに設定した定量的な基準とか、暴露データ等をもとに行うわけですので、この部分ではこの文だけ削除した方がわかりやすいと思います。つまり、「環境リスク評価は、今後とも手法の向上や人材の養成を図りつつ、これを推進・充実させていかなければならない」。その後には書いてあるんです。すなわち、「環境モニタリングデータ」云々というふうになるかなと思います。これは事務局の方で御検討いただければよろしいと思います。

【環境リスク評価室長】 ここの「定量的な基準」ということの意味なんですか、私どもは、例えば環境基準とか様々な規制法の中の基準というふうに理解しておりまして、そういうものの基準を設定するために環境リスク評価を行っている、そういうふうに御解釈いただければありがたいと思っていますのですが、そういうことでいかがでしょうか。

【委員】 私は非常によくまとめられていると思います。特に、6ページの2 - 3の「P R T Rにより得られる情報の公表及びリスクコミュニケーション」などについて、いろいろ配慮してあるようなところも、今、情報公開ということがとても問題になっておりますけれども、それについても随分配慮してございますので、私はとてもよくまとめられている答申だと思います。

【部会長】 ほかにございませんか。

本日御欠席の委員から若干御意見が届いておりますので、それも紹介して下さい。

【事務局】 御欠席の委員のうち、2委員から御意見をいただいておりますので、簡単に紹介させていただきます。

お一人目は本日海外出張のため欠席ということで、2点いただいております。1点目は8ページの3 - 1の「導入に当たっての基本的な考え方」のところですが、そこに1から4まで掲げられておりますが、この基本的枠組みは1から3までであり、4については、P R T Rデータのその他の情報を総合的に踏まえて実施すべきものであることから、基本的枠組みからは切り離して考えるべきではないか。これは前回御発言された内容をもう一度ということではいただいております。

もう1点は、12ページの「リスクコミュニケーションの在り方」における、事業者が行うリスクコミュニケーションを支援するために、「行政やそれと同様に中立性が確保された者が関与すること」について述べられたことではございますが、事業者の自主的取組を尊重する観点から、これはあくまで補完的な位置づけとして、「事業者が必要とする場合に行うこと」とすべきではないかという御意見でございます。この2点でございます。

お二人目からは5点いただいております。簡単に御紹介しますと、3 - 1、「導入に当たっての基本的な考え方」、こちらは1~4に賛成ということで、導入に当たっては、当然、法制化が必要であり、諸外国と同じように、環境庁が主体的に情報を集めたり環境負荷の削減を行うべきということで、環境庁を中心に、厚生省、通産省、農水省などとともに法案準備を進めるべきではないか、という御意見が第1点でございます。

第2点は、P R T Rの実施体制について、中央、地方、企業団体など、公開を原則とした情報ネットワークとされる、という御意見。

第3点は、リスクコミュニケーションについてでございますが、実施体制の中心になるのはリスクコミュニケーション機構であって、こういった機構を中央、各地方に設けるべきではないか、それに行政なり企業なり民間が参加して、あるいは教育・研究機関も協力すべきではないか、という御意見。

第4点は、この際に専門家が必要ということで、教育・研修機関での養成が重要ではないか、また、資格制度も考慮すべきではないか、ということではございます。特に、企業では、現場の技術者がどんな物質を排出しているか承知しているということで、こういった有資格者を管理責任者として置くことが必要ではないか、という御意見でございます。

第5点目に、研修とか資格制度に関連して、大学の工学部、医学部、農学部などの教育の充実が必要という御意見をいただいております。

【保健企画課長】 いろいろ意見をいただきましてありがとうございます。電子情報のしっかりした管理とか、いろいろな面で、今後、制度化、さらにその運用を含めて、御提言を生かしてまいりたいと思っております。今日いろいろ御指摘をいただきまして、私ども

としましては、環境リスクの評価の方につきましては、今、環境リスク評価室長が説明したことが御理解いただけるならば、できれば原文のままやらせていただけないだろうかと思っております。

あと、14ページの4-3の真ん中あたりでございますが、「我が国としても、このプロジェクトにより積極的に参加し」ということで、「積極的」の前に「より」を入れてはどうかと思っております。

最後の15ページでございますが、御指摘ございましたとおり、「当審議会としては、政府において、この報告に示した考え方に基づき、予防原則に立って、早急に……」ということはどうかと考えております。

最後に委員からいただきましたように、審議会の立場での答申でございます。「努力と検討を加えることが望まれる」を「努力と検討を加える所存である」ということでどうかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

【部会長】 今、字句について御提案がありました、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」「結構です」との声あり〕

【部会長】 それでは、多くの委員からいろいろ御意見をたくさんいただきまして、活発に議論を行うことができました。本日の御議論を受けまして、先ほど申し上げたとおり、本部会として近藤会長にこの答申案を、そして近藤会長から環境庁長官へ上がるわけですが、出したいと思いますが、これを中間答申案として出すことについてお認めいただけますでしょうか。

〔「異議なし」「結構です」との声あり〕

【部会長】 それから、それに付随しまして、もちろんこれは、全会一致でこの案がまとまったわけですから、もう言わずもがなのことなんですが、若干紆余曲折がありましたし、いろいろな委員の御意見が必ずしも全部この答申に加え込めなかった面があったように思いますので、私の環境庁に対する要望として用意したものがございます。これは、P R T Rが円満に法制化されて前進するように、という希望を込めて書いたものでございますが、配っていただけますか。

〔要望書配付〕

【部会長】 読ませていただきます。

「P R T R制度は、これまで我が国では見られなかった新しいタイプの環境行政の手段であり、それだけに各方面から様々な意見が出され、また、本部会においても、毎回活発な議論が展開された。本日の中間答申は、これらの意見や議論を集約して、本部会の見解としてとりまとめたものである。

P R T R制度のような新しいシステムの導入には、様々な困難が伴うものと予想されるが、P R T Rの制度化自体が環境政策上大きな意義を有することに鑑み、早期に法制化されることが適当である。

他方、今回の本部会での審議を振り返れば、P R T Rという事柄の性質のためか、多くの事柄について様々な御指摘がなされ、時にはその内容が相反するものがあったことから、中間答申において全ての御指摘をそのまま書き込むことが難しいものもあった。環境庁においては、今後、P R T R制度の検討に当たって、中間答申に記述されていなくとも、本部会にこれまで出された各委員からの御指摘にも十分な配慮がなされることを期待す

る。」

こういう内容でございますが、お認めいただけますでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

【部会長】 どうもありがとうございました。

今日予定しました議案はこれで終了しました。慎重審議で早く終わるのはちょっと気が引けますけれども、ほかの委員の御予定もおありのようでございますので。今お認めいただいたので、中間答申案については、私から近藤次郎会長に御報告いたしまして同意を得て、近藤次郎会長から環境庁長官に中間答申されることになろうと思います。

では、私の議事はこれで終わります。

【企画調整局長】 本日の環境保健部会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げさせていただきます。

ここにお集まりの委員の先生方におかれましては、本年7月15日の環境庁長官からの諮問以来、御多忙の中を短期間の間に6回にわたりお集まりいただき、様々な角度から大変熱心な御審議を賜りました。まず、その点につきまして感謝申し上げたいと思います。

内外における化学物質による環境汚染に対する関心はますます高まっておりまして、P R T R制度の導入等、我が国の化学物質対策の展開について、内外の注目を集めている中で、このように大変充実した内容の中間答申を取りまとめていただきましたことにつきまして、心から感謝申し上げます。

ただ今、部会長からの要望の中でも「早期に法制化されることが適当である」ということを改めて御指摘賜りましたが、今後、環境庁におきましては、今回の中間答申の内容を基本とするP R T Rの法制化に向けまして、長官以下一丸となって全力をあげて取り組んでまいりたいと考えております。

また、本制度の具体化に当たりましては、先ほど委員の御指摘にもございましたが、当部会にまたお諮りすることもあるかと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

- - 了 - -